

外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

別表八(二) 平二十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社 の 名 称 等	名 称	1						
	本店又は主たる事務所の所在	国名又は地域名	2					
		所在地	3					
	発行済株式等の保有割合	4	%	%	%	%	%	
	発行済株式等の連結保有割合	5	%	%	%	%	%	
益	支払義務確定日	6	・	・	・	・	・	
	支払義務確定日までの保有期間	7						
金 不 算	剰余金の配当等の額	8	( ) 円					
	剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	9	( ) 円					
入 の 計	剰余金の配当等の額に係る費用の額 (8) × 5%	10						
	特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額に対応する部分の金額 (別表十七(三の二)「27」又は「28」)	11						
算 の 計	益金不算入額 (8) - (10) + (11)	12						
	合 計 (12) 欄の合計	13					円	

## 別表八(二)の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が法第23条の2《外国子会社から受ける配当等の益金不算入》の規定の適用を受ける場合若しくは平成21年改正法附則第44条第6項《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置》若しくは第45条第6項《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置》の規定により法第23条の2の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（法第23条の2の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合に限ります。以下同じ。）《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受ける場合若しくは平成21年改正法附則第59条第6項《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置》若しくは第60条第6項《特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置》の規定により法第81条の3第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「発行済株式等の保有割合4」は、内国法人が外国

子会社（法第23条の2第1項に規定する外国子会社をいいます。以下同じ。）から受ける剰余金の配当等の額（同項に規定する剰余金の配当等の額をいいます。以下同じ。）の令第22条の3第1項《外国子会社の要件等》に規定する支払義務が確定する日（以下「支払義務確定日」といいます。）における同項各号に掲げる割合（以下「保有割合」といいます。）又は連結法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日におけるその連結法人の当該外国子会社に対する保有割合を記載します。

3 「発行済株式等の連結保有割合5」は、各連結法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日におけるその各連結法人の当該外国子会社に対する保有割合の合計を記載します。

4 「剰余金の配当等の額8」及び「剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額9」の各欄のかつこの中には、外国通貨で表示した金額を記載します。

5 「剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額9」は、外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る法第39条の2《外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入》に規定する外国源泉税等の額を記載します。